

岩見沢市総合計画策定市民会議設置要綱

平成 29 年 6 月 30 日
告示第 105 号

(設置)

第 1 条 岩見沢市まちづくり基本条例（平成 26 年条例第 29 号。以下「まちづくり基本条例」という。）第 14 条第 1 項の規定により、市の最上位の計画として位置付けられる総合計画を策定するに当たり、市民の意見を反映させるため、岩見沢市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民会議は、次の事項に関する検討を行い、意見を述べるものとする。

- (1) 総合計画の基本構想に関すること。
- (2) 総合計画の基本計画に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 市民会議は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、市内関係団体等から推薦を受けた者及び公募に応じた市民（ここでいう市民とは、まちづくり基本条例第 2 条第 1 号に規定する市民をいう。）のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員のうち公募による市民は、4 人以内とする。
- 4 委員の公募は、市長が別に定める手続により実施し、委員を選出するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱された日から当該委員の委嘱に係る総合計画が決定された日までの期間とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、委員の意見を聴いた上で、必要に応じ、関係者に会議への出席を要請することができる。

(庶務)

第 7 条 市民会議の庶務は、企画財政部企画室において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。